

議会の活性化、開かれた議会へ

日本共産党市議団として議長へ「議会活性化の申入れ」

新しい構成での議会がスタートしました。6月5日、本格的論戦の始まる6月定例会市議会の開催を前に、議長への「議会改革についての申入れ」を行いました。

議長へ、申入れを手渡し、懇談しました。
*申入れ事項は、裏面に掲載しています。



「言論の府」にふさわしい活発な議論の場へ

議会は「言論の府」であり、議員は住民を代表し議会で発言する権利と責務があります。議員の発言権は、個人の基本的人権に相当する大切な権利で、発言に制限を設けないことが基本です。しかし、過去は年1回・質問のみ90分の一般質問が、

現在は答弁含め60分・年2回へ、短縮されています。予算決算委員会質疑も、人数割にプラスされていた会派10分の発言時間が削られました。代表質問・一般質問、予算決算委員会質疑、それぞれに十分な発言を保障するよう求めました。

市民に関かれ、理解される議会へ

市民に関かれた議会となるよう情報提供をすすめる対話の場を設けると、費用弁償・公費による海外視察の取りやめなど、市民に理解される議会への改革も求めました。

いせり栄次議員の一般質問ごあんない

日時:6月21日(水)

午前11時10分~12時10分(60分)

場所:市役所議会棟5階・本会議場

*どなたでも傍聴できます。

*インターネットでの同時中継は、
熊本市議会 HP で



【質問項目】

- 地下水保全
- 学校給食無償化
- 国民健康保険とマイナンバーカード
- 中小企業への支援とインボイス制度
- 庁舎建替え問題
- 健軍自衛隊指令部の地下化
- 他

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 6月21日(水) 午前10時~12時
中央区・たんぽぽ法律事務所(大江5-16-1-1F) TEL 328-2656
- 7月11日(火) 午前10時~午後4時
西区・さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148
- 7月13日(木) 午後3時~5時
東区生活相談所(新生2-5-18ハイツふかだ1F) TEL 328-2656
- 7月13日(木) 午後1時~4時
南区・菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731
- 7月20日(木) 午後6時~8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001

日本共産党

熊本市議会だより

熊本中央区手取本町1-1
発行:日本共産党熊本市議

NO. 1325
2023年6月11日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP: [共産党 熊本市議団](#)

検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

物価高騰対策の給付金、運用改善が実現 すべての生保世帯へ、手続きなしで支給

「熊本市生活と健康を守る会」と党市議団と一緒に要望

物価高騰対策として支給される低所得者への給付金で、生活保護世帯に確認ハガキが届かないという事態が発生しました。

急遽、6月1日と6日の2回、生健会が熊本市と交渉、すべての生活保護世帯に速やかに支給するよう要望、党市議団も同席しました。



「一刻も早く支給して！」…切実な声が寄せられました

- ・同じ生活保護の知人には通知ハガキが来たのに自分には来なくて、残念な思いでいっぱいだった。みじめになった。
- ・生活保護世帯は非課税だとわかっており、前回までは申請なしで給付金が来たのに、今回は税の申告をしなければ支給しないのはおかしい。
- ・確認ハガキが来ないので、1日に何回も郵便受けを見に行った。
- ・コールセンターから「税の申告をして」と言われ、市役所の税務係で手続きをしたが、収入欄には「0」と書き、変な顔をされた。
- ・通知ハガキをもらった人から「悪いね」と言われてしまった。

すべての生保世帯に、もれなく支給されるよう改善

生健会の要望を受けて、熊本市は、生活保護世帯については、すべてに確認ハガキを出し、申請手続きをしなくてもプッシュ型で給付金が支給されるよう改善されました。

急ぎ事務をすすめ、漏れていた世帯へ6月末には確認ハガキが出され、7月初旬に給付金が振り込まれる予定です。参加者からは、交渉の成果に喜びの声が上がりました。

6月5日の「議会改革の申入れ」の内容は、以下のとおりです。

【議会改革の申し入れ事項】

- 1、発言の権利を保障した活発な審議のための質問・質疑にすること
・代表質問は、少数会派も含めてすべての会派に保障すること。
・一般質問は、希望する議員については毎議会での一般質問ができるようにし、質問の際のパネル等使用を認めること。
・予算決算委員会の総括質疑・締め括り質疑は、少数会派・無所属議員の発言時間を保障する立場で、4年前の見直しで短縮されていた会派10分の発言時間を復活させ、質疑時間を拡充すること。
- 2、少数会派の意見も十分に委員会審議に反映させるため、常任委員会をはじめ各委員会の選任には少数会派も協議の場に参加し、議会運営委員会・特別委員会には、少数会派からも委員を選出すること
- 3、委員会での請願・陳情の趣旨説明は、主権者である市民の大切な意見表明の場として、時間を確保し、十分な趣旨の聞き取りを行うこと
- 4、委員会の直接傍聴を実施すること
- 5、本会議・委員会の休日・夜間開催にも取り組んでいくこと
- 6、民意を充分聴取した議会にするため、参考人制度を積極的に活用する
- 7、費用弁償は、完全に廃止すること
- 8、公費による海外研修・視察はやめること
- 9、議会の広報紙「くまもと市議会だより いちよう」の誌面を増やし、内容を充実させること、編集委員に少数会派も含めて選任すること
- 10、議会主催の公聴会等を開催し、市民との対話・情報提供をすすめること